

第25回介護支援専門員実務研修受講試験

# 実務経験証明書

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 会長 殿

所在地  
(法人等団体名)  
施設又は事業所名  
代表者 職・氏名  
担当者氏名  
連絡先電話番号



下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

証明年月日	令和4年 月 日	注) 申込期間(6月1日～27日)外の実務年月日は無効となります。 ※試験後に確定の証明書を提出する場合(見込受験者)は、10月10日以降の日付で構いません。	
どちらかに必ず <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください	証明日現在、受験資格に該当する業務に( <input type="checkbox"/> 従事している ) ( <input type="checkbox"/> 従事していない ) ※ 異動・退職されている場合は「従事していない」に <input checked="" type="checkbox"/> してください。		
証明内容	<p style="text-align: center;"><b>確定</b> ・ <b>見込</b> ※該当する方を選び、○で囲んでください。</p> <p>※1 証明年月日以降の期間【令和4年10月8日(土)】までに受験要件を満たす場合、「見込」で証明してください。 ※2 「見込」の実務経験証明書を提出した受験者は、従事期間を経過した後、「確定」の実務経験証明書を期日まで提出してください。証明日については、上記のとおり。提出がない場合は、受験無効となります。</p>		
フリガナ		生年月日	
受験申込者氏名		<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日生	
施設又は事業所	名称		
	所在地	〒 ※勤務先・事業所の所在地を記入してください。	
	施設等開設年月日(事業開始年月日)	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日	介護保険制度・障害者総合支援制度の指定を受けている場合のみ記入
国家資格名・相談援助業務名		受験資格コード 【別表1・2】参照	—
受験申込者業務従事期間	具体的業務内容	<p>※例① 介護老人福祉施設における、介護福祉士の資格に基づく介護等の業務に従事 例② 診療所(クリニック)における、看護師の資格に基づく看護等の業務に従事 例③ 病院における、社会福祉士の資格に基づく相談業務に従事 例④ 介護老人福祉施設における、生活相談員として相談業務に従事</p> <p>例を参考に具体的な業務内容を記入してください。</p>	
	従事期間(要援助者に対する直接的な援助に従事した期間)	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日から <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日まで <p>【留意点】 ※1 【別表1】法定資格に基づく業務の業務開始日は、施設等開設(事業開始)日以降、当該資格の登録年月日以降で証明してください。 ※2 証明年月日時点において、受験資格に該当する業務【別表1・2】に従事し、受験要件を満たしている場合は、証明日までの期間を記入してください。</p>	
	上記のうち業務に従事した日数	日 ※休日(週休日含)・病気・研修・休職等で業務に従事しなかった期間を除く。	
備考欄	※ 病休・育休等の休職期間は除外し、除外した期間を記入してください。(産前産後休暇を取得している場合は、他休職期間と分けて記入願います。)		

**【注意】**

- **受験申込者が自書した場合、本証明書は無効となります** (個人開業者は除く)。**訂正箇所には公印を押印してください。**  
必ず、団体・法人等の証明権限を有する方が記入してください。また、担当者氏名・連絡先も記入してください。
- 各欄の記入にあたっては、【別表1・2】(➡P23～24)及び「実務経験証明書 記入要領」(➡P30)を参照してください。
- 様式は、試験実施本部(社会福祉法人宮城県社会福祉協議会)のホームページよりダウンロード可能です。
- 上記の記載内容に不備がある場合は、受理できない場合があります。また、**必要に応じて書類の追加・再提出**を求められることがありますので、ご了承ください。
- ※ 不正の手段によって当該試験を受け、または受けようとした場合、合格決定を取り消し、または受験することを禁止することがあります(介護保険法第69条の31)。また、上記により合格を取り消された場合、介護支援専門員の登録は取り消されます(同法69条の6第1項第4号)。